

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業

審査基準

令和 8 (2026) 年 7 月 10 日

八戸市

目次

第 1 本書の位置付け.....	1
第 2 審査方法.....	2
1 優先交渉権者決定までの審査手順の概要.....	2
2 資格審査.....	3
3 提案審査.....	3
(1) 提案書類の確認.....	3
(2) 提案価格の確認.....	3
(3) 基礎審査.....	3
(4) 性能審査.....	3
(5) 価格審査.....	8
(6) 総合評価点の算出.....	8
(7) 最優秀提案の選定.....	9
第 3 優先交渉権者の決定.....	9
1 優先交渉権者の決定.....	9
2 結果及び評価の公表.....	9
3 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	9
第 4 選定委員会の設置.....	9

第1 本書の位置付け

（仮称）八戸市新学校給食センター整備・運営事業審査基準（以下「審査基準」という。）は、八戸市（以下「市」という。）が、（仮称）八戸市新学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集及び決定に当たって、市が公表した募集要項と一体のものである。

審査基準は、優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 審査方法

1 優先交渉権者決定までの審査手順の概要

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

審査の手順は、次のとおりとする。

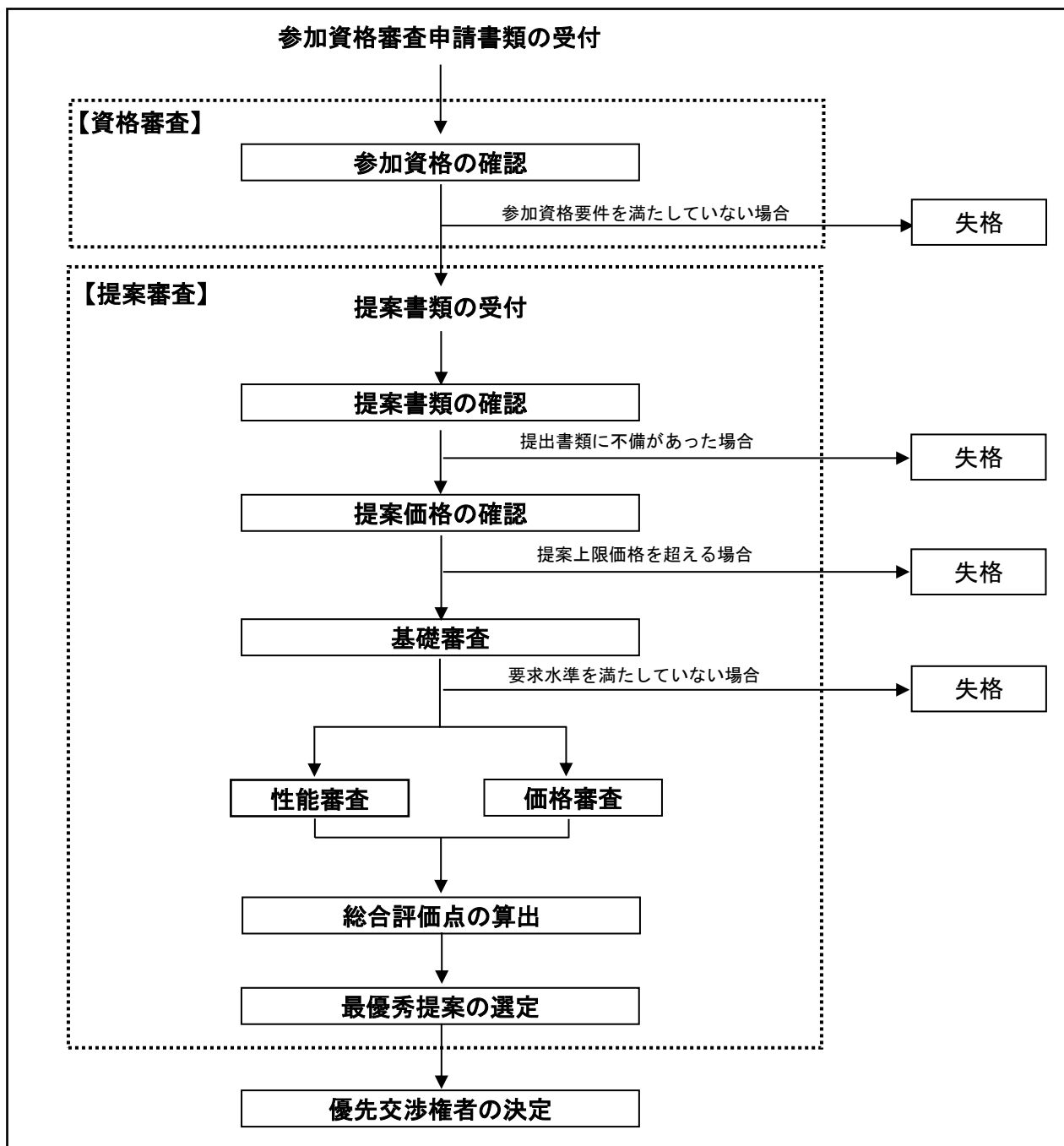


図1 審査の手順

提案審査のうち性能審査及び価格審査については、八戸市新学校給食センターPFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、選定委員会の審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

2 資格審査

応募者から提出される参加資格審査申請書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。

参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

3 提案審査

次に示す手順で提案審査を行う。

なお、応募者が1者であった場合であっても提案審査は実施するものとし、いずれかの審査項目で失格となった場合又は性能審査において性能点が350点未満の場合は、失格として選定しない。

(1) 提案書類の確認

提出書類に不備があった場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

提案価格が提案上限価格を超える場合は、失格とする。

(3) 基礎審査

提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりとする。

- (㊦) 要求水準書の要求水準に未達がないこと。
- (㊩) 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反がないこと。

(4) 性能審査

基礎審査において要求水準を満たした提案書類の内容について、選定委員会において技術提案に係る性能審査を行う。

性能審査は、応募者の提案内容について、表2「性能審査の審査項目、審査の視点及び配点」の評価項目毎に、表1「性能審査の採点基準と点数化方法」に応じて得点を付与する（以下「性能点」という。）。性能点は最大700点満点とし、その内訳は表2に示す。

なお、性能点が350点未満の場合は最優秀提案として選定しない。

また、性能点の計算に当たり、評価項目毎に各委員の平均値（小数点以下がある場合は第3位を四捨五入する）を算出し、合計する。

表 1 性能審査の採点基準と点数化方法

評価	性能審査の採点基準	点数化方法
A	提案内容が非常に優れている	配点×1.00
B	提案内容が優れている	配点×0.75
C	提案内容が標準的である	配点×0.50
D	提案内容が要求水準を満たしているものの、当該評価項目において、具体性や実現性について懸念される点がある	配点×0.25

表 2 性能審査の審査項目、審査の視点及び配点

評価項目	評価の視点	配点	様式
1 事業計画等に関する事項			
(1) 事業方針等	・ 本事業の目的及び基本方針を十分に理解し、基本方針を具体化するための事業実施方針及び事業計画について優れた提案がなされているか。	30	6-1
(2) 実施体制及び モニタリング	・ 本事業を適切に実施するため、事業期間を通じて人員不足が生じないよう配慮された人員配置及び体制計画となっているか。また、人員配置以外の工夫により業務効率化や負担軽減を図る体制について優れた提案がなされているか。 ・ 各企業の役割及び責任分担等を明確にし、確実かつ安定的に事業を進めていくための優れた提案がなされているか。 ・ 市との連絡及び協議、連携体制について優れた提案がなされているか。 ・ 本件施設と西センターの連携体制について優れた提案がなされているか。 ・ 事業の品質水準の維持・向上につながり、評価者の意図伝達がしやすいモニタリングの優れた提案がなされているか。	40	6-2
(3) 資金調達計画・事業収支計画	・ 資金調達及び返済計画の確実性や安定性について、優れた提案がなされているか。 ・ 毎年度の事業収支計画について、安定的に継続できる優れた提案がなされているか。 ・ 金利変動や不測の資金需要への対応が考慮された優れた提案がなされているか。	20	6-3
(4) リスク管理	・ リスク管理の体制や仕組みについて、優れた提案がなされているか。	20	6-4

評価項目	評価の視点	配点	様式
	・リスクが顕在化した場合の迅速な対応策について優れた提案がなされているか。 ・各企業間のリスク分担について、明確かつ適切な優れた提案がなされているか。		
(5) 地域貢献	・地域社会、地域経済に貢献するための優れた提案及び市内雇用の促進にかかる優れた提案がなされているか。	30	6-5①
	・設計・建設・工事監理業務における市内企業（八戸市内に本店又は支店を有する者）への発注金額（当該項目（設計・建設・工事監理業務））の最も高い提案価格を満点とし、他の提案価格については、次の式にて算定する。 $\text{点数} = (\text{提案価格} \div \text{当該項目の最高提案価格}) \times 30$ 算出した点数の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。	30	6-5②
(小計)		170	
2 施設整備（設計・建設）に関する事項			
(1) 施設配置・ 外構計画	・周辺環境や周辺施設利用者や地域住民の安全性に配慮した外部動線計画及びゾーニング計画について優れた提案がなされているか。 ・施設及び従業員等への害獣被害が及ばないよう配慮された、優れた提案がなされているか。	20	6-6
(2) 施設計画	・施設内の一般エリア、給食エリア（汚染作業区域、非汚染作業区域）、その他の区域のゾーニングについて、安全性、機能性及び良好な業務環境等の観点から優れた提案がなされているか。 ・各室の用途や設備等の特性を踏まえ、衛生面及び安全性に配慮した諸室や、換気、結露対策、防虫・防獣、空調設備について、優れた提案がなされているか。	40	6-7
(3) 調理設備・ 備品計画	・調理設備及び調理備品について、本件施設及び西センターの調理に対応した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・衛生面や耐久性、作業の効率化に配慮した調理設備等の配置について、優れた提案がなされているか。	30	6-8
(4) 安全・ 防災計画	・施設の安全性、耐久性、防災性に配慮し、災害時及び非常時における給食提供の継続、及び早期回復・復旧のための優れた提案がなされているか。	40	6-9

評価項目	評価の視点	配点	様式
(5) 経済性への 配慮	・維持管理業務における効率性及び経済性に配慮した優れた提案がなされているか。 ・事業期間終了後までを見据えて、ライフサイクルコストが低減されるよう工夫がなされているか。特に光熱水費の削減に資する優れた提案がなされているか。 ・次期事業を見据えた施設規模やメンテナンス・更新しやすい設備・機器の設置など、工夫や配慮のある優れた提案がなされているか。	30	6-10
(6) 環境負荷への 配慮	・温室効果ガスの削減（CO2 発生等）、省エネルギー、リサイクル、自然環境の保護等について十分配慮された優れた提案がなされているか。	20	6-11
(7) 周辺環境等への 配慮	・周辺地域との調和に配慮した建物の外観や外構計画について優れた提案がなされているか。 ・工事期間中や供用開始後の維持管理・運営において、騒音、振動、臭気等の近隣に配慮が必要な事項について、近隣への影響の抑制が図られた優れた提案がなされているか。	30	6-12
(8) 施工計画	・工事期間中の安全管理や工期遵守への対策について、実効性のある優れた提案がなされているか。 ・不測の事態が生じた場合においても工期を遵守するための方策について、優れた提案がなされているか。	30	6-13
(小計)		240	
3 開業準備業務に関する事項			
(1) 開業準備業務	・供用開始時から円滑かつ確実に給食を提供するための具体的な開業準備について優れた提案がなされているか。 ・施設説明資料（パンフレット）や各種マニュアル等の作成・内容について、優れた提案がなされているか。	10	6-14
(小計)		10	
4 維持管理業務に関する事項			
(1) 維持管理・ 更新	・維持管理業務全般において、創意工夫やノウハウを活用した合理的かつ効率的な業務の遂行について優れた提案がなされているか。 ・急な故障や修繕が必要な事態による給食業務に対する支障を最小限にするための具体的かつ実効性のある優れた提案がなされているか。 ・災害発生時、異常時、緊急時等は、早急に現場への駆け付け、早期	50	6-15

評価項目	評価の視点	配点	様式
	通報・復旧が可能な体制として優れた提案がなされているか。		
(2) 長期修繕計画	・ 予防保全の考え方を基本とした長期修繕計画を策定し、建築物、設備の機能を良好な状態で維持するための優れた提案がなされているか。 ・ 大規模修繕や設備等の更新時に本施設の運営に与える影響を最小限に留めるような工夫として優れた提案がなされているか。 ・ 事業期間終了時の業務引継方法や、事業期間後のサポート体制について優れた提案がなされているか。	20	6-16
(小計)		70	
5 運営業務に関する事項			
(1) 調理業務	・ 市が作成する献立等に従い安全・安心でおいしい給食を調理後2時間以内に喫食できるよう現実的で優れた提案がなされているか。 ・ 使用する食材のおいしさを最大限に引き出し、おいしい給食を提供するための創意工夫について、優れた提案がなされているか。	50	6-17
(2) 衛生管理の徹底	・ 従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、優れた提案がなされているか。 ・ 従業員への食品衛生等に関する研修計画において、内容、頻度等について、優れた提案がなされているか。	30	6-18
(3) 事故防止	・ 食中毒事故及び異物混入を未然に防止するための具体的な対策について優れた提案がなされているか。 ・ 食中毒や異物混入等の事故の発生時及び発生が疑われるときの対応について優れた提案がなされているか。	20	6-19
(4) アレルギー対応	・ 西センターのアレルギー対応食について、配食、配送及び喫食の誤りを防止するための優れた提案がなされているか。 ・ アレルギー対応食を安全かつ確実に調理するための実施体制、従業員への教育について、優れた提案がなされているか。	30	6-20
(5) 配送・回収計画	・ 配送・配膳・回収計画は、衛生面、安全性を確保した上で、確実性、効率性が適切に検討されているか。また、配送方式について広域の受配校に対しても調理後2時間以内の喫食ができるよう工夫された実現性の高い優れた提案がなされているか。 ・ 交通渋滞や交通事故など、不測の事態に備えた具体的な対応策について優れた提案がなされているか。 ・ 学校敷地内における配送車の通行時の安全への配慮、コンテナの	30	6-21

評価項目	評価の視点	配点	様式
	搬出入の安全性に配慮した優れた提案がなされているか。		
(6) 配膳・ 下膳計画	・ 学校の配膳室内の衛生面に配慮し、給食の管理や児童・生徒への受け渡しなど安全面に配慮された優れた提案がなされているか。	10	6-22
	・ 学配品を含めた給食の配膳業務について、効率的に行うための配膳員の勤務体制を考慮した優れた提案がなされているか。	10	
(7) 働きやすい 職場環境	・ ワーク・ライフ・バランスや子育て世帯の働きやすい環境を推進するための優れた提案がなされているか。 ・ 従業員の人材育成（研修制度等）やモチベーションの維持・向上（福利厚生やキャリアアップ、安定雇用等）について、優れた提案がなされているか。 ・ 従業員の快適性及び業務効率性に十分配慮した休憩室、会議室、食堂、その他諸室等を含む施設計画において、働きやすさの向上に資する優れた提案がなされているか。	10	6-23
(8) その他	・ 災害等により市内の他の給食センターが稼働停止になった際の協力体制について、優れた提案がなされているか。 ・ 災害時には、本件施設の機能を生かした被災者への炊き出し等に、積極的に協力するための優れた提案がなされているか。	20	6-24
(小計)		210	
合計		700	

(5) 価格審査

提案価格書に記載された金額について点数化する。

提案価格書に記載された提案価格を対象として、次式により価格点を算定する。価格点の満点は300点とする。

価格点の算定に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。

提案価格の点数化方法

比率法（二乗法）： 価格点の満点（300点）×（最低提案価格/当該提案価格）²

(6) 総合評価点の算出

選定委員会は、算定した性能点と価格点をもって、次式に基づいて総合評価点を算出する。

総合評価点は小数点以下第2位まで求める。

評価方式は、加算方式とする。

総合評価点の算出方法

総合評価点 ＝ 性能点（最大 700 点） ＋ 価格点（最大 300 点）

(7) 最優秀提案の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として、最優秀提案者の次に総合評価点が高い提案を次点提案として選定する。

ただし、最優秀提案が複数ある場合（総合評価点が同点のとき）は、性能点が最も高い提案を最優秀提案とする。

なお、性能点も同点の場合は、当該応募者による「くじ引き」により最優秀提案を選定する。

第3 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者として決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者としての決定結果は、市ホームページ等で公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を市ホームページ等で速やかに公表する。

第4 選定委員会の設置

最優秀提案の選定に当たり、客観的な評価を行うため、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

なお、選定委員会は、表3の5人の委員で構成され、実施内容については非公開とする。

表3 選定委員会の委員

役職	委員氏名	所属等
委員長	石井 敏	東北工業大学 副学長
副委員長	三浦 順哉	八戸市 教育委員会 教育部長
委員	佐藤 千恵子	八戸学院大学 人間健康科学部 教授
委員	鳩 健二	鳩健二公認会計士・税理士事務所 公認会計士
委員	石鉢 公大	八戸市 総務部 行政管理課長